

下関市戸籍氏名の振り仮名記載業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

改正戸籍法施行により、令和7年5月以降、本籍地の市区町村は、戸籍に記載される振り仮名の通知書を発送し、令和7年5月から1年間に限り、氏名の振り仮名の届出の受付を行い、戸籍に記載する必要がある。戸籍に記載される氏名の振り仮名について、迅速かつ正確にその処理を行うために、受付、入力及び問合せ対応等業務について民間委託し、本業務の質の維持及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市戸籍氏名の振り仮名記載業務
- (2) 業務内容 別紙1 下関市戸籍氏名の振り仮名記載業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
ただし、契約締結日から令和7年6月30日までを準備期間とする。
- (4) 限度額 46,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

3 日程（予定）

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年2月21日（金）
- (2) 参加申込書等の提出期限 令和7年2月28日（金）正午まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年3月5日（水）までに発送
- (4) 質問の受付期間 令和7年2月21日（金）から
令和7年2月28日（金）正午まで
- (5) 質問に対する回答 令和7年3月5日（水）まで
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時
- (7) 書類審査結果の通知 令和7年3月21日（金）までに発送
- (8) プレゼンテーションの実施 令和7年3月26日（水）
- (9) 審査結果の通知 令和7年3月28日（金）までに発送

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結日までの間に、「下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 公告日現在、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 公告日において、プライバシーマークの付与又はISMSの認証を受けていること。
- (6) 過去5年間に、本市を含む中核市又は人口20万人以上の地方公共団体と戸籍関連業務（窓口での届書受付や証明発行、システム入力等）及びマイナンバー関連業務に係る契約実績があり、誠実に履行されていること。

5 参加申込手続

(1) 提出書類

- | | |
|----------------|----|
| ア 参加申込書（様式1） | 1部 |
| イ 会社概要書（様式2） | 1部 |
| ウ 業務実績報告書（様式3） | 1部 |

(2) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

(3) 提出期限 令和7年2月28日（金）正午【必着】

(4) 提出先 下関市市民部市民サービス課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年3月5日（水）まで

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年3月7日（金）正午までに市民サービス課に電話で確認すること。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して3日以内に、書面（任意書式）にて市に説明を求めることができるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 質問書（様式4）のとおり

イ 提出方法 電子メール

※必ず担当者に電話にて送信した旨を伝え、着信を確認すること。

※件名は「下関市戸籍氏名の振り仮名記載業務に係る質問（会社名）」とすること。

ウ 受付期間 令和7年2月28日（金）正午まで

エ 提出先 下関市市民部市民サービス課

（2）回答

ア 回答方法 電子メール

イ 回答日 令和7年3月5日（水）まで

※質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

（1）提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時【必着】

（2）提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

（3）提出先 下関市市民部市民サービス課

（4）提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・A4サイズの原稿で、30ページを上限とする。
- ・企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の趣旨を踏まえたいうえ極力具体的に示し、かつ、可能な限り簡潔化することとし、別紙2下関市戸籍氏名の振り仮名記載業務に係るプロポーザル評価基準に記載の項目についての内容を記載すること。
- ・仕様書以上の技術提案や事業者が推奨する企画提案があれば、限度額の範囲内で積極的に提案することは差し支えない。

イ 見積書（任意様式）

- ・積算内訳書も添付すること。
- ・見積価格は、提案内容の評価に際し参考として利用するものであり、契約金額となるものではないこと。
- ・本業務の限度額を超えないこと。
- ・紙媒体の正本1部には代表者印を押印すること。

（5）提出部数 正本各1部（紙媒体）、副本各5部（紙媒体）、電子データ1部

8 審査方法

（1）評価基準

別紙2 下関市戸籍氏名の振り仮名記載業務に係るプロポーザル評価基準のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 下関市が設置した「下関市戸籍氏名の振り仮名記載業務に係るプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、提案事業者の企画提案内容に係る書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階審査を行い、それぞれの評価基準に基づき公平かつ客観的に審査する。

イ 失格者を除き、書類審査とプレゼンテーション審査それぞれの評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を契約の候補者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の提案事業者が複数いた場合には、プレゼンテーション審査の評価点の合計が最も高い者を候補者として選定する。

エ 上記にかかわらず、総合点が満点の6割未満の場合には候補者として選定しない。

(3) 書類審査

ア 書類審査の評価点の合計が高い上位3者が、プレゼンテーション審査の対象となる。ただし、提案事業者が3者以下の場合は、全員を対象にプレゼンテーション審査を行う。

イ アにおいて、評価点の合計が同一の提案事業者が複数いた場合には、評価基準の評価項目「業務の実施体制」の評価点が高い者を上位とする。

ウ 書類審査の結果の通知は、令和7年3月21日(金)までに提案事業者全員に発送するものとし、書類審査の結果上位3者には、併せてプレゼンテーション審査の日時を通知する。

エ 書類審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して3日以内に、書面(任意書式)にて市に説明を求めることができるものとする。

(4) プレゼンテーション審査

ア 日 程 令和7年3月26日(水)(予定)

イ 場 所 下関市役所西棟5階大会議室B(予定)

ウ 持ち時間等 30分以内

(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

エ 出席者 3人以内

オンラインでの参加も可能。ただし、本業務の主担当者は必ず出席すること。(病休等のやむをえない理由により代理が出席する場合は、事前に本市の了解を得ること。)

オ 貸出物品 机・椅子・プロジェクター・スクリーン

電源は本市が用意する。それ以外にプレゼンテーションに必要なパソコン等は、提案者が用意すること。

カ その他 実施の順番は下関市が提案書を受理した順番とする。

日程の変更は認めない。なお、実施当日、出席がない場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

9 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案事業者に選定結果通知書により通知する。また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- (1) 課名及び業務名
- (2) 提案事業者数
- (3) 候補者の名称及び評価点

10 契約の締結

前述により選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、限度額の範囲内において契約締結する。

また、契約候補者の選定をもって企画提案書等に記載された内容すべてを承認するものではない。契約候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、本市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様書に反映し、再度見積合わせを行う。

11 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者の選定に影響がでるおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き、認めない。
- ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補選定以外の目的では利用しない。
- エ 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合にいても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - カ 見積限度額を超過した場合
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合であっても、本プロポーザルを実施する。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 3 提出・問い合わせ先

下関市市民部市民サービス課庶務係 担当：中川、草留

住所 〒750-8521 下関市南部町1番1号

電話 083-235-9226

FAX 083-235-1931

電子メール skshimins@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 4 施行期間

本要領は令和7年2月21日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。